

(第 二 問)

設問1

$$r - \left(\frac{r}{n} \right) \left(\frac{1}{2} \right)$$

意思表示・法律行為が2式の中に必要

[illegible]

① 九婚

上記、~~文書~~ 形式的証拠力に關しては民事訴訟法(下田良彦教授)226條(續)により、「本人の^法代理人の署名押印」があるときは「真正に成立したものと推定」
 形式的証拠力があるものと「推定する」とされている。「署名押印」は「本人の
 代理人」の意思に基づくものとあることが必要である。「押印」に關しては、
 「本人の^法代理人」の「押印影がある場合には本人の^法代理人の意思に基づく
 「押印」が成立したものと推定される。

前者の推定は^判2段目の推定、後者の推定は^判1段目の推定としてあり、
1段目の推定は事実上の事実推定である。2段目の推定は法律(22条4項)の
規定、22条4項は^判事実上の推定について定めた規定ではなく、
法律に定められていないから、主張を立証する義務は生じない。

文學-12

以上のみ、本人がその作業の「形式」を決定。本文は（段組）の順序、2段目の（2段目の位置）、
推定と修正の形式的な取り決めがあるものと事実上の修正工事を区別する。
指摘の
説明

一般論の
説明 OK

2. 本件の第1次下原因②の事実を立証する部分、本件違害係証契約書は、
 被告が本人と訴えるBの意思表現として書面として供出したに過ぎず。~~被告がBの~~
 本件違害係証契約書は、~~被告がBの~~ Bの係証契約締結の意思を立証する充分
 証書として第1次下原因③の系証証明に必要十分なものである。

二a 函会、本件連署保証状の書出日 - 8月9日 ^{印影} ^{2段} ~~11月10日~~ の確定

第 問

[illegible]

第2问
地方, 原告原因③ a 要求变更诉讼请求, 被告连带保证责任书, Ba 代理人 C
如果原告认为 a 代理人为 a 意思在 C 中 a 已表示同意, Ca 代理人为 a
意思, 则本案连带保证责任书无效, 本人 Ba 即享有免责之权, 因此为 FV。
Ba 自己即享有 C 已表示同意之意思, 原告原因③ 在间接的因果关系中
间接因果关系成立, 故为 FV。 贝格的 12 个原则之法律效果之分析? *

2の場合、 Ba と Br が1対1の意思の一致を $\bar{B}a$ と $\bar{B}r$ の推定は推定は、
 かつ、2段の推定は保たれないことになる。

1. [15] 2 -

~~1. 我科所代代征銀710至72年庚子利史要略三附二公上王公大臣~~
~~年論安義、查張厚利、問源等~~

1. 我々の目的は、Xが第2A項の原則を適用しない場合にあり、Comparative
and Contrastive Linguisticsの文法比較学と対照的構文論の間に、弁別主義の
主張原則に反している。

2. 弁論主義では、裁判の事実認定には必要資料の収集及び裁判の場
へ提出する資料の選定の過程に一定の規律がある。すなわち、主張原則とは、
弁論主義から導かれる規律であり、裁判所は、当事者が提出した主張資料を
事実を判断の基礎とするべきではない、というものである。

自由主義の対立となる要素は、権利の類型、法源、行政、司法の分野で
 基礎となる主要事実に限られる。主要事実は憲法に規定される間接事実により
 自由主義を適用すると、間接事実は違約と同一視される。自由主義の
 裁判所の自由化証主義 (24年) を要する。

3. Col Bar 代理人以保證契約工程疏於之行為為由，~~要求~~ 保證契約

これと同時審判〜が、この場合、何の1つに
あつたの2つに分れる。→この場合は重複しないのであつた

あつたといふこと。

1. 控訴事件の同一の裁判所に審判に係属するときは、元審判の裁判は消滅して

消滅したものと見做す(4条3項)と定められている。すなわち、同一の裁判所に審判に係属する

ときは、控訴は審判に係属するに消滅することになり、元審判の同一の裁判所に審判に係属する

場合には、元審判の審判の統一が維持されることになり、その結果として、その審判は

原告の「両面」で消滅することになる。

2. 元審判の控訴は、Xの控訴(被告の控訴)の場合、Xの控訴の消滅は

そのとき、控訴審に係属することになるが、控訴審に於いて、元審判の控訴は

控訴の審判を受けることになり、その結果として、その控訴は

元審判とXの控訴の消滅の統一が図られる。すなわち、両面での消滅することになる。

→この場合、
「両面」

3. 他方、元審判の控訴は、Xの控訴の場合、Xの控訴は、元審判の控訴の消滅は

控訴の審判を受けることになり、その結果として、その控訴は

元審判の同一の裁判所に審判に係属することになる。

すなわち、4条3項に於いて、元審判の審判の消滅は、審判の統一が維持される

Xの両面、すなわち、両面での消滅することになる。

Xの

(5条)

第
問

設問1

小問(1) 一般論の対価を出して返すべきが正しいと思える。

第1 当初の請求原因④の事実を立証する場合

1. (1) 処分証券とは、意見表示その他の法律行為の文書において、なされた場合の、その文書により、当該文書において
当該意見表示その他の法律行為の存在を直接証明することか
 できる。

④ 本件では、XB間の連帯保証契約の存在を主張立証
 する必要があるので、Xは本件連帯保証契約書と提出
 している。当該文書は、XB間の上記契約の文書をなすか
 左隣のこの文書であるから、処分証券に該当する。

2. (1) とも、Bは当該文書に提出された印影は自己の印章のその
 印影と認めるが、~~押印の~~ 当該印影はCに預けていることから、
 この押印の経緯が不明としている。ここで、当該文書の真正
 性を推定するかどうか(民法228条中項)が問題となる。

(2) 本人の印章に押印した場合は、本人の印章により提出される
 印影が存在する場合、印章が通常本人において慎重に管理されている
 ことにより、本人の意思に基づいて当該押印がなされたことが
 推定され、さし、本人の意思に基づいて押印がなされた場合には
 当該文書が真正に成立したことが推定されることが解される。

(3) 本件では、上記のとおりBは当該文書に提出された印影が自己の
 印章のおそれと認められ、~~推定~~ (したがって、上記推定に基づいて
 文書の真正性を推定されることとなる。

第2 第2の請求原因③の事実を立証する場合

代理権の発生原因事実といふ本件連帯契約書を用いる場合、~~推定~~
 Bの代理人Cが直接本人の印章を押印した~~こと~~と間接事実、Bが
 代理権をCに授与したことを指し示す間接事実を立証する
 ことになり得ることになる。この場合、一方、当該文書はBがCに
 授与したことを直接立証するものではないから、処分
 証券とはいえない。故に~~推定~~ 当該文書がBの右に作成され
 たことによりこの問題になるから、~~推定~~ 228条4項の問題となる
 こととなる。

小問(2)

1 最高裁判所1977年7月8日判決を本件に援用して、裁判所がCの代理
 権に連帯契約を締結したと認定することから判論主義に留意しな
 問題となる。

2 一般に、事実の主張や証拠の提出は当事者の責任の範囲
 であり、~~裁判所は~~ (判論主義)、裁判所の当事者の主張
 した事実を判決の基礎にするに過ぎない。~~推定~~ (判論
 主義第7条)。これと同原理で、主張事実の真偽が解され
 る。

3 本件では、当初の請求原因 第2の請求原因③の事実を立証する
 請求原因④に代えて、第2の請求原因③④を主張しなされた
 こと、第2の請求原因を追加し、当該事実を主張しな
 された裁判所の上記③④の事実を判決の基礎とするに過ぎない
 こと、(したがって、~~推定~~ 裁判所はCがBの代理人といふ保証契約

第 問

を維持したと決定することはできない。

設問2

1. Cの主張

(1) Cは「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」にあたる。(主張1)

(2) ~~被告~~ 仮にあたるとしても、Bの主張する①②の事実については参加効力(民訴法46条)は生じない。(主張2)

2. (1) 主張1について 2. 参加効力の客観的範囲

(1) 訴訟告知(民訴法53条)の趣旨は、被告知者に対して訴訟に参加し、
自らの利益を守るための機会を与え、被告知者に対して
裁判の開始の参加効力を及ぼすことにより二重裁判の危険を回避
することにある。したがって、参加効力の趣旨は、判決確定後補助参加人
となる訴訟の結果は、被告知者に対して判決が不当であると主張すること
を禁止する趣旨であるから、その効力は判決の主文
に含み込まれた訴訟物たる権利法律関係の有無がならず、判決理由中の
事実認定や先決的法律関係の有無に及ぶと解される。
この点、判決理由中の事実認定や先決的法律関係の有無に
ついての判断とは、判決主文を基礎とする主要事実にかかわる認定
及び法律判断という。

(2) 本件では、訴訟1の表見代理の法律効果を基礎づけるために
は、①②が要件として必要となる。したがって、訴訟1
の判決は①②を判決理由中の判断として採用している
判決の基礎としている。したがって、①②の事実について争うことは

参加効力が及ぶ。Cの主張2は認められない。

3. 参加効力の主観的範囲

(1) 被告知者が訴訟参加しなかつた場合であっても、告知者と被告知者
との間には、参加効力が生じる(民訴法54条、46条)。もっとも
参加効力が生じるのは、被告知者が「訴訟の結果について、法律上の
利害関係を有する場合」に限らねるところ、訴訟の結果とは
訴訟物にかかわらず理由中の判断も含むものと解するべきであり、
結果として法律上の利害関係とは、当該訴訟の結果が補助参加人の法律上
の地位に対して法律上どのような影響を及ぼす関係にあることを
いう。この点、事実上の影響と、訴訟の結果が実体法論理上
に及ぼす影響とを区別する。

(2) 訴訟1は、表見代理を認めるにあたり、Cが被告Bの表見代理
人であることを認定するから、これを前提とすると、Cは表見代理人の
地位にかかわる法律上の権利関係に相対するXに対して損害賠償責任を
負うことが実体法論理上導かれる。したがって、CはBの表
見代理の結果について利害関係を有する。

(3) 以上よりCの主張2は認められない。

設問3

1. 同時審判の申出共同訴訟とは、共同訴訟人と相手方の実体法
上の争点に同一の訴訟物につき、控訴審の口頭弁論終結時
までになつた原告の同時審判の申出により、通常共同訴訟で
行われるもの、先論と後論の分離を要する場合をいう。

2. (1) ①の場合

趣旨は? (何の争点に對するものか?)

第 問

論じてもないことだし、
理解してないことを見る可なり
ありです。

1. 同時審判申出共同訴訟では、複数の請求が併合されることになる。
2. Cのみを控訴したところ、XC間の訴訟のみが審判され、XB間の
訴訟は審判されず、~~上訴不可分の審判~~により、
3. XB間の訴訟も審判されることになるのか、問題となる。
4. 同時審判も通常共同訴訟であるから、共同訴訟人独立の審判
（附帯39条）が適用される。その29条の趣旨は各人の裁判を受ける
権利を保障することであり、単に争点の合理性を図る上訴不可分の
審判よりも優先して適用されるべきと解釈される。
5. したがって、控訴したから、XBの訴訟は、Xが控訴した
上訴期間内に控訴しなければ、そのまゝ確定する。→とすると他訴訟との
結果差が大きい。
(2) ②の場合
XもCも控訴した場合、~~審判~~ XのB・Cに対する請求
全部について、確定効・止効及び審判効が生じ、かつ両訴訟の
争点も審判は分離してない。
以上

6分51秒、小-問1.

「247条」の説明がない

1. まず民事訴訟法(以下略)228条4項により、本人の署名又は押印がある文書は、真正にされたものと推定される。また、その前提として、当該押印が本人の印章に於てされたとき、当該押印は本人の意思に基づいてされたことが推定される。これを二つの推定という。

2. 本件連帯保証契約書は、Bの押印がされているから、真正にされたものと推定される(同項)。そのため、当初の請求原因②のXとY間における保証契約の締結もまたこの関係では、本件連帯保証契約書自体、それにより、正明しようとする行為が直接その書面によってされたことを推定するから正書となる。一方、第2の請求原因③との関係では、本件連帯保証契約書の存在は、BのCに対する本件連帯保証契約の代理権授与を基礎付ける間接事実であり、正書ではない。また、同契約書中にBの印章に於ける印影が顕出されていることは、請求原因②との関係では補助的事実となるにすぎない。

3. 以上のより、本件連帯保証契約書は、当初の請求原因②と、第2の請求原因③との間で、契約書自体が請求原因を推定する。契約書の存在が請求原因を推定するかどうかという点、及びその推定の程度に違いがある。

小-問2.

①055

①054

1. Xが、第2の請求原因のうち、当初の請求原因と異なっている部分(②と③)を主張しているように、これを判決の基礎とすることは、弁論主義に反しないか。

(1) 弁論主義とは、判決の基礎となる事実の推定に必要な資料の提出を、当事者の権限及び責任とする建前をいう。そして、弁論主義の第一テーゼに於いて、当事者が主張している事実を、裁判所は、それらの基礎とすることはできない。また、このように事実とは、自由心証主義(247条)を狭く制限しないように、主要事実に限られると解する。この弁論主義の根拠は私的自治の原則の民法86条への反映にあり、その機能とは、当事者の不意打ち防止にある。

(2) 昭和38年7月8日判決は、当事者の主張がないうえに、裁判所が契約の締結が代理人によってされたことを認定している。契約の締結が代理人によってされたという事実は、本件の第2の請求原因のうち、②、③にあたる主要事実である。そのため、主要事実について当事者の主張に反して判決は、本件、弁論主義に反するはずである。しかし、この判決においては、代理人が正人として尋問を受けると、訴訟上に積極的に関与し協力していたことから、当事者は、裁判所が契約の締結が代理人によってされたという事実を認定すること予期できたと認められ、この事実を判決として、当事者にとって不意打ちとやらはなかったから、弁論主義の機能の面と接触しなかったといえる。

(3) 一方、本件では、請求原因②、③の事実は、当事者によるBから主張されているように、代理人と認定されるCが正人として尋問されたという事情を欠き、訴訟法53条(53条)

3. したがって、Cは、Ba原子②の主張が説得力に接触する
理由として、これを否認することはできない。

第 1 問

三、 f が、 C は、 B の①②の事実の主張は、信義則に反すること
を理由に否認することができる。

☆問題3

手不足を出せませんでした...申し訳ありません。

見本

よく勉強しておきます...

8 どうですか?

横切りに書いておくといいです。
あとの< >の部分は必ずしも正確に
書いておくといいです。

問題3

一、同時審判の申出がある共同訴訟は、併合及び裁判
は分離される(41条1項)。そのため、第1審
においては、審判の統一が強度に図られる。

二、1 また、同時審判の申出がある共同訴訟の場合、各共同
被告に付する控訴事件が、同一の控訴裁判所に各別に
係属するときは、併合及び裁判は、併合して行われる
(同3項)。そのため、この場合で、審判の統一
が強度に図られる。したがって、C及びXが控訴し、
これらの訴訟が同一の控訴裁判所に係属していた
ときは、審判の統一性が強度に図られるから、Xの「兩
負担」は回避することができる。

2 もしも、①Cのみが控訴した場合は、本と代理に
対する訴訟は、固有必要共同訴訟ではなく、単なる
通常共同訴訟であるから、Xは審判の行為は、
他一方に影響を及ぼさない。したがって、控訴
審において、Cの控訴のみが係属したとしても、その審判の行
為は、Bに及ぼさない。また、Xが控訴していた
以上、XB間の控訴審は係属しないため、41条3項の要請
もない。したがって、①の場合、審判の統一性の程度は
弱く、事実上のものといえる。よって、この場合、Xの
「両負担を回避することはできない」。

以上

処分証書 -- ① 客観的に意思表示の存在を
② 要件事実との関係で認定するもの

流石OK.

設問1(1)

1. 本件連帯保証契約保証契約書が持つ意味の違い

(1) まず、処分証書とは、当事者の法律上の意思表示が表現されている書面である。処分証書は、そこに現れている法律上の意思表示の存在を直接的に示すものといえ、その存在を立証する上で、直接証拠となり、特段の争点のない限り、その存在が認められる。

(2) 本件連帯保証契約保証契約は、意思表示により締結された諾成契約であることからすれば、当該意思表示の存在を直接する本件連帯保証契約書は、当初の請求原因②の事実を立証する上で、直接証拠としての意味を有する。

(3) 他方、本件連帯保証契約書は、BとCに対する代理権授受の意思表示の存在を直接的に示すものといえ、かかる当該意思表示との関係では処分証書とならず、第2の請求原因③の事実を立証する上で、その存在を推認させる間接事実を立証する間接証拠としての意味しか有しない。

2. 本件連帯保証契約書中にBの印章による印影が顕出されることが持つ意味の違い

(1) 文書を証拠とすることは、形式的証拠力として、その成立が真正であることが要求される(民事訴訟法(以下法)228条1項)。これ、私文書においては、本人の署名又は押印があれば、その成立が真正と推定される(法228条3項)並、さらに、印鑑の社会的な重要性を前提として、その保管が厳重にされてい状態を考慮して、印章と印影とされた印影の一致があれば、本人の署名又は押印があったことも推定される(二段の推定)。

(2) 当初の請求原因②の事実を立証する場合、Bが作成者として本件連帯

保証契約書に証拠とすることになる。その形式的証拠力を示す事実である成立が真正と二段の推定に立証する上は、上記事実という意味で、上記事実は意味を有する。

(3) 他方、第2の請求原因③の事実を立証する場合、作成者として被告代理の存在を示す証拠となるから、上記事実は、成立が真正と立証する上では意味を持たず、その作成した本件連帯保証契約書にBの署名があるという事実で、実質的証拠力を高める、という意味を持つことになる。

代理権授受の意思表示の存在を立証する上は、間接事実となる可能性がある。

設問1(2)

1. Aが第2の請求原因を追加した場合、Aは題名及び代理権発生原因事実を主張している、ことに注意。裁判所は、AがBの代理人として本件連帯保証契約書を作成したとの心証の下、上記事実を裁判所認定して判決の基礎とすることと、弁論主義第17条に反しない。

2. 弁論主義とは、私的自治の法原理の反映から、訴訟資料の収集提出は当事者の権能及び責任として建前である。これ、弁論主義は、上記証拠及び、当事者の不意打ち防止という機能に考慮して、裁判所は、当事者が主張しない事実については、裁判所の基礎とすることはできない(第17条)という原則を導く。また、ここでのいう事実とは、間接事実が証拠と同様の機能を持ち、これに弁論主義第17条を適用すると、自由心証主義(法249条)を制限する可能性があることが、間接事実とは異なる(重要事実)の存在を示す。

3. 本件における、上記題名及び代理権発生原因は、訴訟物の完全な基礎づけする重要事実である。かつ、その通り、本件は、その存在が本件主要な争点となることが予想され、その主張なく判決の基礎とすること、被告はBに対して不意打ちを受けることであるから、弁論主義第17条に

第1問

第1問

☆ 代理推 α ~~非~~ 正交, 观察 α 正交, 主要靠电自解

及12月心を早寝に努むる事。

4. したがって、上記のFに認定し、判決の基礎とすることは、争論点第1条に反するといふ問題点がある。 答は、

設問2

1. Cの訴訟の判決の参加的効力は、Cに及ばないとの主張を

(1) 参加の効力が~~とは~~(法46条)とは、互いに効力して訴訟進行した被参加人と参加人との間で、敗訴の責任を共同負担させることを目的として、この両者間で当該確定判決が不當であるという主張を認める効力である。これから、参加がなされた第三者が訴訟告知をされたが、参加しなかった場合にも、その者に参加の効力が及ぶことに依拠している(法53条4項、46条)。と云ふ。この~~趣旨~~^{趣旨}は、参加の機会が与えられたこと上、敗訴の責任を共同負担の根拠として主張しているが、それのみを以て参加の効力を及ぼすことは被告者の保護に欠けるものといえる。したがって、参加がなされた~~第三者~~^{第三者}に於て、参加が期待できる場合、すなわち被告者が責任法上被告者敗訴に直接の原因として敗訴判決を受けることに至る場合には、参加の効力が及ぶと解すべきである。↑

(2) 以下 事件について検討する。

2. 「参加したことがない」として、「訴訟の結果」について利害関係を有する場合、
 3. 「訴訟の結果」と自己の法的地位又は、法的利益との間に実質的の
 4. 論理関係が成立する場合を除く。そして、補助参加が、~~参加人・被参加人~~
 5. ~~の制度によって~~有利な訴訟進行、及び、後の既訴争点に争う訴訟の防止
 6. という、参加人、被参加人のための制度であることがうけられる。その間口を広げる
 7. べきであり、「訴訟の結果」^{とは訴訟物及び争点} ~~と~~、主要争点について判断理由中の判断を
 8. 受ける。

3

一般論として、BCに交通通行の利益が認められるか？
という点で、お二人の意見が異なる（国計上考慮）

→ $z_1, 2z^1, z_{11}, z_{12}, z_{13}, \dots$??

事件では、C17、①の事実が認められれば、第2請求原因に及ぶ。
②の事実の存在が認められれば、他の要件を満了し得る限りで、無擔代理人
の責任（民法117条2項）を被告の地位に与えられたことに依り、請求
原因事実として主要な争点と請求原因項に及ぶ。これにより、法的地位
の争点上、~~被告~~法的地位上につき影響を及ぼす者に当たる。といえるが、
加わることとされる。といえる。

4. 次に、BはCに交付して訴訟告発をしたが、しほ為かしていきい

9. 上記、被告が原告は、第2の請求原因に於ける②の事実を認識せず、
Bが表見代理(民法109条)の成立により、敗訴した場合、これを要再接入原因
10 として、訴訟上より、^{判例で認め}不法行為に基づいて損害賠償請求を認める
11 ことになる。(→ 両者とも敗訴であるという即決の場合)

③ 以上判事要件を全て満たすから、Cに對し、訴訟上の判決の附加的効力は、Cに及ぶこととなる。

2. CA 訴訟上の参加の効力の生ずる審判の範囲は、訴訟②に及ぶ
①の争点の存否にかかわらず審判①に限定される。この主張

(1) 参加の効力が、上記の通り、共同して訴訟を進行した敗訴者間に
おいて、衡平、便宜上の原則より認められず、敗訴責任を共同負担を根拠
とするものではないと考へられは、主文を導くために必要な主要事案について
も、共同して攻撃防御方法を展開するものとして、^{そのための裁判所}参加の効力の客観的範
囲に含まれるものと見、上記根拠からすれば、その範囲は、参加者被
参加者が共同して訴訟進行すべき事項、すなわち、利害共通事項に
限定されるべきである。

(2) 以下事件について検討可。

4

裁判H14.1.22

第1問

7. ①事実は、訴訟①の訴訟物たる保証契約に基づく保証債務履行請求権の発生を基礎とすべき主要事実であるから、主文を導くために必要な主要事実である。よって、①事実が認められなければ、主文の代理行為がなされたこと、すなわち、Bが訴訟②の原告たる不法行為責任を問われることが多くなることから、①事実の不存在に利益を有しているといえる。

したがって、①事実は、主文を導くために必要な主要事実であり、かつ、BCの利益共通事項であることから、参加効力の客観的範囲に含まれる。

よって、②事実は、①事実と同様に主文を導くために必要な主要事実であるものの、不法行為責任の存在という点で、その存在はBの利益に、その不存在はCの利益にそれぞれである。BCの利益共通事項ではない。

したがって、②事実は、参加効力の客観的範囲に含まれない。

(3) 以上より、①事実の存在判断にのみ、参加効力が及ぶ。

よって、Cは、~~参加効力~~訴訟①の参加効力に依り、①事実を否認できないが、②事実は否認できる。

設問3 共同訴訟人として、共同訴訟人の原則に拘束

2. 控訴審における審判の範囲 (新しいことを論じる!!)

民事訴訟法は、処分権主義、及び、上訴を控へることを防止するため、第一審判決の取消し、変更は、不服申立ての限度のみ可能としている(民事訴訟法304条)。このことからすれば、控訴審における審判の範囲は、不服申立ての限度となる。よって、~~控訴~~不服申立ては、上訴の利益の存在する場合、第一審判決において当事者が申立てたこと、その申立てに対して与えられた判決主文

★ Cの申立てが認められた場合、原告は再審を提起可能
✓ Xは、B、Cの利益が異なるから!!

判例は同時並行の性質、境界の問題がある。本題と関係ないが、趣意、附帯、視点を踏まえて (LAWの試験は関係ない)

第1問

1. ①事実と比較して後者が前者に及ばない場合に認められ、その及ばない部分が控訴審における審判対象となる。

2. ①の場合の控訴審における審判対象
すなわち、原告において、XとCに対する請求の棄却を申立てて上訴したところ、当該請求の認容判決を受けたことから、当該請求全体につき上訴の利益を有する。したがって、Cは、当該請求の棄却を求め不服申立てをしたことが多くなる。当該請求全体が控訴審における審判対象となる。

3. ②の場合の控訴審における審判対象
Xは、原告において、XとBに対する請求の認容を申立てたところ、当該請求の認容判決を受けたことから、当該請求全体につき上訴の利益を有する。したがって、Xは、当該請求全体の認容を求め不服申立てをしたことが多くなる。①の場合の控訴審における審判対象に加えて、XとBに対する請求全体が控訴審における審判対象となる。

4. 原告が両方、上訴し得る理由

(1) したがって、①の場合、控訴審における審判対象は、XとBに対する請求は認められ、Cの不服申立てが認められなかった場合には、Xは、B及びCに両方上訴することが出来る。

(2) また、②の場合、控訴審における審判対象は、XとBに対する請求及び、XとCに対する請求の双方が含まれ、その双方同一の控訴裁判所に係属した場合、第一審と同様に、先論及び裁判が併合される(民事訴訟法403条)。したがって、②の場合、先論及び裁判が併合されれば、代理行為の存在が認められる限り、Xは、B及びCに両方上訴することを防ぐことが出来る。

(3) したがって、Xは、Cの控訴と同一の控訴裁判所に控訴すること、~~併合~~

(第 1 問)

1	「両社に合意した」として、子、代理行為の存在が認められる限り
2	限加に両社に合意したと認めることが出来る。
3	以上
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	